

財産目録  
(平成28年3月31日現在)

更生保護法人 高坂寮

## 1 資産の部

(基本財産)

区分	摘要	価額	対照		備考
			期首額	当期増減額	
土地					
	高知市北本町1-44-1 宅地212.26㎡	12,000,000	12,000,000	0	昭和49年7月22日登記
	高知市北本町1-44-2 宅地75.08㎡	600,000	600,000	0	昭和49年7月22日登記
	(土地合計) 287.34㎡	12,600,000	12,600,000	0	
建物					
	高知市北本町1-3-3 宿舍事務所 陸屋根 鉄筋コンクリート2階建 延面積249.90㎡	12,417,600	12,417,600	0	昭和45年11月30日登記 (47:44.4) 245,868 減価償却累計額 10,787,581
	高齢者・障害者対策バリアフリー改修工事一式	1,505,000	1,505,000	0	平成21年3月25日竣工 (47:6) 33,110 減価償却累計額 206,024
	(建物合計)	13,922,600	13,922,600	0	当期償却額(定額法) 278,978 減価償却累計額 10,993,605
預金					
	定期預金 伊予銀行高知支店	1,000,000	1,000,000	0	口座番号 7229717
	定期預金 三菱UFJ信託銀行高知支店	100,000	100,000	0	契約番号 18→19(更新)
	(預金合計)	1,100,000	1,100,000	0	

	(合計)	27,622,600	27,622,600	0	

(通常財産)

区分	摘要	価額	対照		備考
			期首額	当期増減額	
現金					
	手許有高	0	0	0	
預金					
	普通預金 四国銀行/よさこい咲都支店	10,185,324	11,241,519	△ 1,056,195	口座番号 0590531
	普通預金 高知銀行/北支店	△ 173	456	△ 629	口座番号 0512109 (退職給与引当預金金利)
	普通預金 三菱UFJ信託銀行/高知支店	171,326	171,483	△ 157	口座番号 5398321
	普通預金 伊予銀行/高知支店	16,219	16,831	△ 612	口座番号 1274321
(建設積立金)		0	0	0	
	(預金合計)	10,372,696	11,430,289	△ 1,057,593	
未収入金					
	3月分 更生保護委託費	873,767	1,782,922	△ 909,155	
建物					
	高知市北本町1-44-1倉庫棟 鉄筋コンクリート 高床式平屋建 延面積25.20㎡	5,407,500	5,407,500	0	平成9年9月20日登記(定額法) (47:17.6) 当期償却額 107,068 減価償却累計額 1,919,140
構築物					
	アコーディオン門扉・ネットフェンス1.2×8m	1,127,925	1,127,925	0	平成10年6月1日取得 償却済 減価償却累計額 1,015,132
	コンクリートブロック塀 1.6×8m	130,000	130,000	0	昭和45年11月1日取得 償却済 減価償却累計額 117,000
	(構築物合計)	1,257,925	1,257,925	0	当期減価償却額(定額法) 0 減価償却累計額 1,132,132
備品(事務用)					
	耐火金庫	121,540	121,540	0	平成 3年4月1日取得 償却済 減価償却累計額 109,386
	パーソナルコンピューター EPSON	370,000	370,000	0	平成16年6月1日取得 償却済 減価償却累計額 333,000
	簡易倉庫	190,050	190,050	0	平成 9年9月1日取得 償却済 減価償却累計額 171,045
	ルームエアコン(事務所)	370,000	370,000	0	平成10年5月1日取得 償却済 減価償却累計額 333,000
	下足箱	160,000	160,000	0	平成 9年9月1日取得 償却済 減価償却累計額 144,000





	職員2名分として	1,511,800	1,154,200	357,600	給与規定により 職員の基本給×1ヶ月分
	(合計)	18,897,839	18,326,338	571,501	

以上差引（正味財産）

32,152,954 円

### 3 借用不動産の部

区分	摘要	所有者	借用期限	賃借料	評価額	備考

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 更生保護事業、公益事業及び収益事業ごとに作成し、別葉として作成すること。
- 3 更生保護施設ごと、一時保護事業所ごと及び連絡助成事業所ごとの区分を明らかにして作成すること。
- 4 「区分」の欄には貸借対照表に掲げる科目を記載すること。  
備品については、事務用、事業用の別をカッコ書きで記入すること。
- 5 「摘要」の欄には、種類、数量等財産の内容を具体的に記載すること。

- 6 「1 資産の部」の「価額」の欄には、取得価額を記載すること。  
減価償却資産については、減価償却状況を「（耐用年数：経過年数），当期減価償却額：減価償却累計額）の形式で備考欄に記載すること。
- 7 「対照」の欄は、法29条第1項の規定により作成する場合及び法第51条による報告に用いる場合を除いて、作成を要しない。
- 8 「当期増減額」の欄に減少額を用いる場合には、金額の前に△印を付して記載すること。
- 9 複数の事業の用に供している財産については、当該物品を用いる事業のうち主たる事業の財産目録に記載し、「備考」の欄に兼用する事業の種類を注記すること。
- 10 負債がない場合には、「2 負債の部」にその旨を記載すること。
- 11 借用不動産がない場合には、「3 借用不動産の部」にその旨を記載すること。